

プレス機械又はシャワーの安全装置構造規格の改正について

1 主な改正事項

(1) 安全性の向上

ア 手払い式安全装置を原則製造禁止とし、一定のものに限って、当分の間、製造を許容

イ 両手操作式安全装置において、スライド等の操作部は、不正操作防止のため、左右の操作部を操作するときその時間差が0.5秒以内でなければスライド等が作動しない構造のものであることを要件化

ウ 光線式安全装置において、

① 防護すべき範囲の拡大（防護高さを最大400mmから危険を防止するために必要な長さ）

② 検出能力の向上（最大の光軸間隔を現行7cmから2cm程度に）

(2) 新たな安全装置への対応

ア 安全装置として新たに制御機能付き光線式安全装置（PSDI式安全装置）を追加

イ 安全装置として新たにプレスブレーキ用レーザー式安全装置を追加

(3) 性能規定化

両手操作式安全装置のスライド等の操作部について両手によらない操作を防止するための措置を性能規定化（スライド等の操作部を直線距離で300mm以上離す以外の方法についても認めることとする。）

(4) その他

ア ガード式安全装置で、作動中に安全にガードを開けられる方式のものを許容

イ 光線式安全装置において、一定の要件の下、検出の無効（ブランキング）を許容

2 公布、施行予定日

平成23年1月頃公布、7月1日施行予定

以上